

# 家庭の水道のしくみ



## 給水装置とは

水道水をお届けするために、公道などに埋められた配水管を給水管といいます。この配水管から分かれて家庭まで引きこまれた給水管と、給水管に直接つながっている蛇口などの給水用具を「給水装置」といいます。

マンションやビルなどで貯水槽式給水の建物の場合は、分水栓から貯水槽の給水口までを給水装置とします。

水道水の汚染や漏水などを防止するため、みなさんが使用する給水装置は、構造や材質の基準が水道法で定められています。この基準に適合しない給水装置を使用したときや不適合工事の場合には給水を受けられない場合があります。

## 給水装置の維持管理

給水装置は、水道使用者の皆さん(お客様)が利用形態や使用量にあわせて、お客様の費用負担で設置し、維持管理していただくものです(メーターの所有は水道企業団になります)。給水装置の設置や変更工事は、指定給水装置工事事業者が行うことになっていますので、事前に水道企業団にお問い合わせください。

給水装置は、安全な水道水を届ける大切なものです。十分な管理をしましょう。

## 水質管理

蛇口からでる水道水は、常に衛生的で安全な状態に保たれています。

水道企業団では、水道法に定められた水質検査はもちろん、水源(県から送られてくる水と地下水)から蛇口の水まで、きめ細かい水質検査を行い、常に安全な水道水をお送りしています。

蛇口からでる水道水の水質検査結果は、すべて水質基準に適合しているものです。



企業団のシンボルマーク

越谷・松伏水道企業団

〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

Tel 048-966-3931

Fax 048-963-0706

<https://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>

※配水管の取り出し口から蛇口までの給水装置は、所有者の皆さんが負担して設置した財産です。大切に管理しましょう。